

島根原子力発電所2号炉 竜巻影響評価について (コメント回答)

令和2年7月
中国電力株式会社

審査会合における指摘事項

No.	審査会合日	指摘事項の内容	回答頁
39	R2.6.16	横滑り対策エリアの拡張について、1号炉建物が存在している間は、これを障害物として考慮し、1号炉建物が無くなった際は、ガードレールの拡張によって対応することの可否について検討すること。	2

横滑り対策エリアの変更について

■ 指摘事項（第867回審査会合 令和2年6月16日）

横滑り対策エリアの拡張について、1号炉建物が存在している間は、これを障害物として考慮し、1号炉建物が無くなった際は、ガードレールの拡張によって対応することの要否について検討すること。

■ 回答

横滑り対策エリアについて、1号炉建物は壁厚が300mm以上あり障害物として十分考慮できると考えているが、1号炉建物は将来的には撤去することから障害物として考慮せず、既設のガードレール等を障害物として考慮し設定する。

横滑り対策エリアの変更前後（第867回審査会合説明）

